

東京神学大学教員組織の編制に関する基本方針

東京神学大学（以下、「本学」と言う。）は、本学の寄附行為及び大学学則と大学院学則に示されている通り、日本基督教団の教職の養成、さらには日本とアジアの諸教会の教職の養成を主な目的とし、また、特に大学院神学研究科においては神学における高度の研究能力の涵養をも目的としている。これらの目的を実現するため、ここに以下の通り教員組織の編制に関する基本方針を定める。

（専任教員の必要数）

1. 本学の神学部神学科の必要専任教員数は14名である（大学設置基準別表第一、第二による）。ただし、内2名は教職課程専任を兼ねるものとする。
2. 本学の大学院神学研究科の必要専任教員数は、聖書神学専攻と組織神学専攻とにそれぞれ5名ずつ、合計10名である（大学院設置基準による）。
3. 大学院神学研究科の専任教員は、神学部神学科の専任教員を兼ねることを原則とする。従って、本学の必要専任教員数は14名である。

（専任教員の配置）

4. 1による14名は、神学の2専攻5分野（聖書神学専攻の2分野、すなわち、旧約聖書神学と新約聖書神学、および組織神学の3分野、すなわち、組織神学、歴史神学、実践神学）に適切に配分される。従って、各分野が2～3名で構成され、かつ2つの専攻が5名以上の専任教員を有しつつ、合計14名に達している状態が本学の教員組織の基本形である。
5. 上記4の基本形を踏まえつつも、本学の教育における外国語科目・学際基礎科目・教職課程関連科目等の重要性を鑑みれば、上記14名について特に大学院設置基準に抵触しない範囲で、それら3つの領域の科目を担う特任専任教員を任用することも適切と見做されうる。
6. 特任専任教員及び助教は、原則として教授会における委員会等の職務を担わない。教授会の諸職務の安定した遂行のためには、特任専任教員と助教は合計で4名以内となることが望ましい。

（専任教員の要件）

7. 本学の教育の目的に照らし、専任の専門教育科目担当者は基本的に日本基督教団の教師または日本基督教団の関係教会からの教師である宣教師であることが求められる。これに加え、他教派に属する教師を特任専任教員または助教として迎えることも可能である。
8. 専任の専門教育科目担当者については、特任及び助教を含め、十分な教育能力を持ち、本学の教育の目的（寄附行為前文）に仕える明確な志を持つと同時に、各分野における優れた研究業績及び確かで豊かな専門的知識を有していることが求められる。
9. 上記5の場合についても、十分な教育能力を持ち、本学の教育の目的を深く理解し、これに仕える明確な志を持つと同時に、それぞれの専門領域についての優れた研究業績及び確かな専門的知識を有していることが求められる。

(専任教員の任用)

10. 専任教員の任用は、特任及び助教の場合を含め、「東京神学大学教育職員任用に関する規則」、「東京神学大学教育職員任用基準」、「東京神学大学教育職員の任用に関する内規」、「東京神学大学特任専任教員の任用に関する内規」、「東京神学大学大学院担当教員資格に関する内規」に則って行なう。任用にあたって、人権問題に抵触するような差別があってはならない。

(専任教員の資質向上)

11. 本学の理念・目的のより深い理解に努めると共に、同僚及び事務職員との協働能力、学生との積極的な関わり、学生に対する研究指導能力等における資質の向上を図る。学校行事等への積極的な参加やFD活動を、そのための機会とする。